

よくある質問集【市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業】

質問内容	答え															
チャレンジショップで出店できる業種は何ですか。	チャレンジショップの施設形態から、飲食業のみ募集しています。															
チャレンジショップに出店できるのは誰ですか。	店舗を必要とする飲食業を吹田市役所の中層棟地下1階の未利用スペースにおいて出店することを希望する者で、事業終了後市内で出店する意思を持っている方とします。詳しくは募集要項の「出店者の条件」をご覧ください。															
出店できるのは、吹田市民だけですか。	吹田市民だけでなく、どなたでも応募していただけますが、事業終了後市内で出店する意思を持っている方とします。															
募集要項に記載されている対象者で、市民税を完納し、滞納がないこととあります。今まで仕事をしていないので、非課税ですが、応募できますか。	市民税を完納し、滞納がない方もしくは非課税の方も応募は可能です。非課税の方は、非課税を証明するものを提出してください。分納中の方も応募できます。															
募集要項に記載されている対象者で、店舗運営に必要な自己資金を有していることとあります。銀行の融資を考えていますが、応募できますか。	銀行の融資も含め、自己資金をご準備できるようであれば応募できます。															
募集要項に記載されている対象者で、吹田市内の商店街を中心とした商業集積地等において、引き続き本格開業をする意思を持っている者とあります。具体的に場所は決めていないのですが、応募できますか。	具体的に本格開業する場所が決まっていなくても、チャレンジショップ終了後、本格的に開業する意思があれば応募は可能です。事業実施中に、本格開業に向けての相談や支援をさせていただきます。															
チャレンジショップで使用できるのはどこですか。	吹田市役所の中層棟地下1階の未利用スペースです。店舗内の厨房部分を使用していただけます。店舗内の厨房部分以外のスペースは市民の方や職員のフリースペースです。															
厨房以外のフリースペースとはどのような場所ですか。	市民や職員が飲食や休憩するための場所で、出店者が提供する飲食の他弁当等の持込も可能です。出店者が自由に利用できる場所ではありません。出店者が利用される際には地域経済振興室にご相談ください。															
チャレンジショップにある備品や設備は何ですか。	貸与備品一覧とチャレンジショップ図面でご確認ください。															
出店するにあたって、備品や看板は誰が負担するのですか。	貸与備品一覧に掲載している備品は無償貸与となります。その他に必要な備品については出店者にご準備いただけます。															
営業時間を途中で変更できますか。	原則、営業時間の変更はできません。															
光熱水費はいくらぐらいですか。	※営業時間や販売メニュー等により異なります。原油価格高騰等による値上がりも続いているため下記の実績は参考としてください。 <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>光熱水費（月平均）</th> <th>主な販売メニュー</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4年度</td> <td>24,000円</td> <td>蕎麦・弁当</td> </tr> <tr> <td>3年度</td> <td>14,000円</td> <td>弁当・焼菓子</td> </tr> <tr> <td>2年度</td> <td>12,000円</td> <td>弁当・焼菓子</td> </tr> <tr> <td>元年度</td> <td>14,000円</td> <td>カレー</td> </tr> </tbody> </table>		光熱水費（月平均）	主な販売メニュー	4年度	24,000円	蕎麦・弁当	3年度	14,000円	弁当・焼菓子	2年度	12,000円	弁当・焼菓子	元年度	14,000円	カレー
	光熱水費（月平均）	主な販売メニュー														
4年度	24,000円	蕎麦・弁当														
3年度	14,000円	弁当・焼菓子														
2年度	12,000円	弁当・焼菓子														
元年度	14,000円	カレー														
使用料と光熱水費はいつ支払うのですか。	納入通知書による毎月払いです。															
チャレンジショップを使用するにあたり、使用料や光熱水費以外でかかる費用は何ですか。	使用料・光熱水費以外に、ごみ処理等の費用を想定しています。ごみ処理については出店者が廃棄物処理業者と契約の上、適正な処理をしてください。															
電話を設置できますか。	市役所内につながる内線電話のみ設置しています。新しく直通電話の外線回線を引く場合は出店者の負担で電話回線を引くことは可能です。															
出店するにあたって、許認可は何ですか。	飲食業営業許可申請、食品衛生責任者、開業届などです。詳しくは御相談ください。															
出店するための許認可はいつとればいいですか。	営業開始日前日までに取得してください。															
現場説明会とは何ですか。	申請希望者に現地を見ていただきながら、事業の説明をします。															
現場説明会はいつ行いますか。	令和5年11月6日（月曜）、11月15日（水曜）、11月21日（火曜）、12月1日（金曜）のいずれも午後3時から午後4時まで開催します。事前ご予約の上、必ずご出席ください。 地域経済振興室 商業担当 TEL：06-6170-2370															
現場説明会には絶対に参加する必要がありますか。	申請希望者は、現場説明会に必ずご出席ください。															

よくある質問集【市役所本庁舎内チャレンジャー育成事業】

質問内容	答え
職員の休憩時間はいつですか。	通常、午後0時から午後0時45分です。なお、窓口職場では休憩時間を分散して取得している部署もあります。
出店場所に隣接した店舗はありますか。	令和5年10月1日時点では、食堂やコンビニエンスストアが営業しています。各営業時間は、食堂が午前11時30分から午後2時まで、コンビニエンスストアが午前8時30分から午後6時30分までです。なお、週1回は吹田市障がい者の働く場事業団が弁当やパンの販売も行っています。
市役所の中でチラシを配ったり看板をつけたりしてもいいですか。	許可なくチラシ配布や看板取り付けなどはできません。事前に地域経済振興室にご相談ください。
事業計画書を作成したいのですが、初めてなのでわかりません。	毎月第3木曜日に商業相談を市役所内で実施しており、中小企業診断士に創業にかかる相談をしていただくことが可能です。また商工会議所における創業相談などもご紹介します。
採用されませんでした。継続的な支援はありますか。	落選された方も、起業に向けての御相談や支援などを引き続き受けていただくことは可能です。
事業申請書添付書類の申立書とはどのようなものですか。	出店者の条件を満たしていることを申し立てた書面です。(特に様式はありません。)
本庁舎の職員数は何名ですか。	約1,400名です。(令和5年4月1日時点)
市役所の業務時間は何時から何時までですか。	午前9時から午後5時30分までです。
市役所の駐車場は使用できますか。	出店者用の駐車場はありませんが、搬入の際に市役所の駐車場料金体系に沿ってご利用頂くことは可能です。